税務恩赦と資産の還流

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

インドネシアの2016〜2017年の恩赦

過去10年間にシンガポールにあるインドネシアの富にとって最も重要な出来事は、税務恩赦に関する2016年法律第11号に基づき、2016年7月から2017年3月31日まで実施された税務恩赦でした。インドネシアはそれ以前にも1964年、1984年、2008年に恩赦を実施していましたが、いずれも成果は限られていました。[1] 2016年のプログラムは、ジョコ・ウィドド大統領のインフラ計画のための歳入を確保し、自動的情報交換が始まる前に国外の富を国内の課税ベースに取り込むことを目的として設計されました。参加者は未申告の資産を申告し、償還金を支払いました。その率は、申告の時期と、国外資産を還流させるかどうかによって異なりました。還流された資産には、申告されただけの資産よりも低い率が適用されました。

結果は、ある面では目覚ましく、別の面では期待外れでした。合計965,983人の納税者が4,865.7兆ルピアの資産を申告しました。これは約3,660億米ドル、インドネシアの国内総生産の40%近くに相当し、政府目標の4,000兆ルピアを上回りました。償還金の支払額は、目標の165兆ルピアに

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

対して114兆ルピアに達しました。しかし還流額は、目標の1,000兆ルピアに対して147兆ルピアにとどまりました。当時の観測筋は、これを史上最大級の税務恩赦の一つと評しました。[2]

申告額と還流額のいずれにおいても、シンガポールが最大の割合を占めました。申告された国外資産のうち73%がシンガポールに保有されていました。還流された資産のうち、約58%にあたる84.52兆ルピアがシンガポールからのもので、ケイマン諸島の16.51兆ルピア、香港の16.28兆ルピアがこれに続きました。[3] この二つの数字の比較こそが、この出来事を理解する鍵です。インドネシアの納税者は、国内に持ち帰った額の9倍近くに相当するシンガポールの資産を申告しました。彼らは、インドネシア税務当局との関係では自らの立場を適正化しつつ、富はシンガポールに残すことを選んだのです。

シンガポールの立場：顧客をめぐる競争

この恩赦は、シンガポールの金融センターにとって試金石となりました。インドネシアの論者は、シンガポールの銀行が還流を思いとどまらせていると非難しました。2016年7月のある報道は、一部の銀行が還流と申告の税率の差額を負担すると申し出て、顧客が資産を申告したうえでシンガポールに残すよう仕向けたと伝えました。[4] 報道で引用されたアナリストは、こうした申し出は通常の商業上の競争であり、合法であると考えていました。それでも、シンガポールがインドネシアの脱税から利益を得ているという印象は、ジャカルタで強まりました。

シンガポール政府は透明性で応えました。2017年6月21日、シンガポールは金融口座情報の自動的交換に関する多国間当局間協定に署名し、インドネシアを予定交換相手国として挙げました。2017年7月12日、財務省は、インドネシアが必要な法律と守秘義務上の保護措置を整備した時点で、シンガポールはインドネシアとの自動的情報交換関係に入る用意があると表明しました。[5] インドネシアはすでに2017年5月の法律代行政令によって税

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

務当局に金融口座情報へのアクセスを認めており、これは後に法律によって追認されました。情報交換は2018年に始まりました。[6] 外国の課税目的に対する銀行秘密の終焉という、より広い流れについては第E部第II章でたどります。インドネシアの顧客にとっては、シンガポールの口座に関する情報が毎年ジャカルタに流れ始めたことを意味しました。

2022年の自主開示プログラム

インドネシアは5年後に2回目のプログラムを実施しました。インドネシア語の頭文字でPPSと呼ばれる自主開示プログラムは、税制調和法（2021年法律第7号）に基づき、2022年1月1日から6月30日まで実施されました。このプログラムには二つの方針がありました。第一の方針は、2016年の恩赦の参加者で、2016年より前に取得した資産をなお申告していなかった者に適用されました。第二の方針は、2016年から2020年の間に取得した未申告の資産を持つ個人に適用されました。[7] 最終所得税率は、第一の方針で6〜11%、第二の方針で12〜18%でした。最も高い税率は還流されない国外資産に、最も低い税率は国債、天然資源の加工、再生可能エネルギーに投資される資産に適用されました。[8]

結果は2016年と比べると控えめなものでした。合計247,918人の納税者が594.82兆ルピアの純資産を開示し、61.01兆ルピアの所得税を納付しました。国内資産の申告が498.88兆ルピア、国外資産の申告が59.91兆ルピア、還流が13.70兆ルピアで、22.34兆ルピアが投資に充てることを約束されました。出所国の一覧では、再びシンガポールが首位となり、参加者7,997人、資産約57兆ルピアでした。この数字は、国外資産の申告と還流を合わせた額全体の4分の3を超えています。[9]

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

マレーシアの自主開示プログラム

マレーシアも、より小規模ながら同様の道をたどりました。同国の特別自主開示プログラムは、2018年11月2日の予算演説で発表されました。このプログラムにより、納税者はオフショア口座で保有する所得を含む未申告所得を、2019年6月30日までは10%、延長された期限の2019年9月30日までは15%という軽減された加算税で開示することができました。内国歳入委員会は、11,176人の新規納税者を含む286,428人の参加者から、78.8億リンギットの税金と加算税を徴収しました。[10]

2回目は2023年6月6日から2024年5月31日まで実施されました。141,406件の開示があり、これまで申告されていなかった12.9億リンギットの税額が明らかになり、政府目標の10億リンギットを上回りました。[11] いずれのプログラムも還流を要件としていませんでした。そのためシンガポールにとって、マレーシアの開示は何よりも、マレーシア人の口座が都市を離れることなく税務コンプライアンスを満たすようになったことを意味しました。

3回目の恩赦はあるのか

2024年後半、インドネシア政府と議会は、2016年法律第11号を改正する法案を2025年の優先立法リストに載せ、3回目の恩赦の可能性が浮上しました。[12] 新財務大臣のプルバヤ・ユディ・サデワは、2025年9月19日にこの構想を退けました。恩赦を繰り返せば、数年後にはまた新たな恩赦があるのだから法を破ってもよいという合図を納税者に送ることになる、というのが彼の主張でした。[13] 本書の執筆時点で、3回目のプログラムは制定されていません。インドネシア税務当局は、自動的情報交換によって受け取るデータと照らし合わせて、過去の参加者の申告を検証する方向に転じています。[14]

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

恩赦から得られる教訓

これらの恩赦は、ヨーロッパでおなじみのパターンを裏づけています。隣国が申告か還流かの選択肢を示すと、富裕な納税者の大半は資産を申告し、そのままの場所に置いておきます。彼らは還流に対する低い税率よりも、国外の金融センターのサービス、安定性、分散効果を重視するのです。変わるのは事業の性質です。恩赦以前、シンガポールのインドネシア関連業務の一部は、資産がインドネシア当局に知られていないという事実の上に成り立っていました。恩赦と自動的情報交換の後は、運用成績、サービス、そしてこの都市の法的安定性の上に成り立たなければなりません。シンガポールにとっての結果は、一部の資産の喪失と評判の向上でした。残った資産は、いまや顧客の本国の税務当局に把握されているからです。

恩赦はまた、金融センターが制御できることの限界も示しています。税率、期限、還流の条件はジャカルタとクアラルンプールで決められます。シンガポールの銀行にできるのは、顧客に専門家の税務アドバイスを受けるよう勧め、コンプライアンスを文書化し、自らのサービスを適応させることだけです。2016年の恩赦の間、残高証明書や確認書を提供し、適正化の証明を求めることでインドネシアの顧客に寄り添った銀行は、その関係の大部分を維持しました。金融センターは、一部では縮小したものの、全体としてはより安定し、より守りやすい顧客基盤を得て、この時期を乗り越えました。

注

1. “Tax Amnesty Program Indonesia Ended, What Are the Results?”, indonesia-investments.com, 2017年4月3日：プログラムは2016年7月から2017年3月31日まで実施されました。恩赦の根拠法である2016年法律第11号については、“Purbaya Tegas Tolak Tax Amnesty Jilid III”, *CNN Indonesia*, 2025年9月19日を参照。Wikipedia, “Tax amnesty”（2026年11月最終閲覧）：イ

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

ンドネシアの制度は2016年と2017年に3か月ずつ連続する三つの期間で実施され、2017年3月31日に終了しました。それ以前の恩赦は1964年、1984年、2008年に実施されました。 ↩

2. “Tax Amnesty Program Indonesia Ended, What Are the Results?”, indonesia-investments.com, 2017年4月3日：参加者965,983人。申告資産4,865.7兆ルピア（約3,660億米ドル、GDPの40％近く）、目標は4,000兆ルピア。償還金の支払額114兆ルピア、目標は165兆ルピア。還流額147兆ルピア、目標は1,000兆ルピア。申告資産の約75％は国内で保有。Wikipedia, “Tax amnesty”（2026年11月最終閲覧）：インドネシアは“one of the biggest Tax Amnesty scheme in the world”を実施しました。同記事は、これがイタリアの2009年のプログラムの記録を破ったと報じています（*Jakarta Globe*、2016年9月29日を引用）。 ↩

3. “Singapura sumbang repatriasi tax amnesty terbesar”, *Kontan*, 2017年3月29日、租税総局の資料を引用：シンガポールからの還流84.52兆ルピア（約58％）、ケイマン諸島16.51兆ルピア（11.31％）、香港16.28兆ルピア。 ↩

4. “Upaya Singapura Cegah Repatriasi Dinilai Tak Langgar Hukum”, *Hukumonline*, 2016年7月27日：シンガポールの銀行は、還流と申告の税率の差額を銀行が負担するとして、申告のみを行い資産をシンガポールに置いておくようインドネシアの顧客に働きかけていたと報じられました。アナリストのYustinus Prastowoは、こうした措置を“lumrah dan tidak melanggar hukum”と評しました。 ↩

5. Ministry of Finance Singapore、プレスリリース“Singapore Is Ready To Have An AEOI Relationship With Indonesia”、2017年7月12日（mof.gov.sg）：シンガポールは2017年6月21日にMCAAに署名し、インドネシアを予定交換相手国として挙げました。相互の情報交換は“after committed jurisdictions have introduced the necessary laws to implement CRS”、かつ“the required confidentiality and data protection safeguards are in place”となった時点で開始できるとされています。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

6. 課税目的の金融情報へのアクセスに関する2017年5月8日の2017年法律代行政令（Perppu）第1号。2017年法律第9号として制定。共通報告基準に基づく最初の情報交換は2018年9月までに実施。RSM Indonesia, “Implications of AEOI commencement for Indonesian investors”、およびDJPの告示PENG-3/PJ/2025を参照。 ↩

7. PPSの第一の方針と第二の方針の範囲（第一の方針は2015年12月31日までに取得した資産、第二の方針は個人が2016年から2020年までに取得した資産）については、pajak.go.idに掲載された租税総局のガイダンスを参照。根拠法は、“Resmi Berakhir, Begini Rekapitulasi Hasil PPS Pajak”, *Hukumonline*, 2022年7月1日において、UU No. 7 Tahun 2021 tentang Harmonisasi Peraturan Perpajakanとして引用されています。 ↩

8. Cabinet Secretariat of the Republic of Indonesia, “Inilah Tiga Pilihan Tarif Program Pengungkapan Sukarela”（setkab.go.id）、2022年3月2日：第一の方針の税率は11%（還流されない国外資産）、8%（還流された資産または国内資産）、6%（国債、天然資源の加工または再生可能エネルギーに投資される資産）。第二の方針の税率は18%、14%、12%。法的根拠はUU HPPおよびPMK 196/PMK.03/2021。プログラム期間は2022年1月1日から6月30日まで。 ↩

9. Directorate General of Taxes、プレスリリース“PPS Usai, Bagaimana Hasilnya?”（pajak.go.id）、2022年7月1日：参加者247,918人。開示された純資産594.82兆ルピア。納付された所得税61.01兆ルピア（第一の方針で32.91兆ルピア、第二の方針で28.1兆ルピア）。国内資産の申告498.88兆ルピア。国外資産の申告59.91兆ルピア。還流13.70兆ルピア。投資の約束額22.34兆ルピア。Directorate General of Taxes、プレスリリース“PPS Usai, Bagaimana Hasilnya?”、2022年7月1日、表“Negara asal harta deklarasi dan repatriasi harta bersih”：Singapura、参加者7,997人、資産額56,960.11、所得税合計7,295.14（単位の記載はないが、明らかに10億ルピア単位）。これに英領ヴァージン諸島（4,977.39）、香港（3,580.77）、オーストラリア（2,766.32）、中国（1,512.37）が続き

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

ます。割合は、国外資産の申告と還流の合計73.61兆ルピアに対する著者の計算によります。 ↩

10. Wikipedia, “Tax amnesty”（2026年11月最終閲覧）：マレーシアのプログラムは2018年11月2日の2019年度予算演説で発表されました（*The Star*、2018年11月2日を引用）。EY, “Malaysia extends Special Voluntary Disclosure Program”, *EY Tax News*, 2019年4月（taxnews.ey.com/news/2019-0770）：“any unreported income, including income maintained in offshore accounts”の開示。加算税率は2018年11月1日から2019年6月30日までは10%、2019年7月1日から9月30日までは15%。その後は最低45%。情報は善意に基づくものとして受理され、それ以上の審査は行われません。“IRB collected RM7.9b from voluntary disclosure programme, says CEO”, *The Edge Malaysia*, 2020年2月18日：2018年11月から2019年9月までに税金、追加税額、加算税として78.8億リンギット。参加者286,428人、うち新規納税者11,176人。 ↩

11. “RM1.29bil declared through voluntary tax disclosure programme”, *Free Malaysia Today*, 2024年7月16日：プログラム期間は2023年6月6日から2024年5月31日まで。申告額12.9億リンギット。回収額5億1,260万リンギット。開示141,406件。目標の10億リンギットを上回りました。1回目は78.8億リンギット。 ↩

12. “Purbaya Tegas Tolak Tax Amnesty Jilid III: Beri Sinyal Boleh Melanggar”, *CNN Indonesia*, 2025年9月19日：政府と国会（DPR）は2024年後半、2016年法律第11号を改正する法案を2025年の優先国家立法プログラム（Prolegnas）に含めることで合意しました。 ↩

13. “Purbaya Tegas Tolak Tax Amnesty Jilid III: Beri Sinyal Boleh Melanggar”, *CNN Indonesia*, 2025年9月19日、プルバヤ・ユディ・サデワの発言を引用：“Itu memberikan sinyal ke para pembayar pajak bahwa boleh melanggar, nanti ke depan-depan ada amnesti lagi”、“Kalau tax amnesty setiap berapa tahun, ya sudah, nanti semuanya akan nyelundupin duit”。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

14. “Maju Mundur Tax Amnesty Jilid III”, *Bisnis.com*, 2026年5月12日：法案は進展せず、租税総局は2回目のプログラムの参加者を再検証することを選びました。 ↩

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com